

第6期市町村高齢者計画 策定指針（案）

I 計画策定の視点

1 策定に当たっての考え方

大阪府では、今後、後期高齢者人口の急増が見込まれるとともに、要介護認定者、認知症高齢者、医療ニーズの高い高齢者及び単身・夫婦のみの高齢者世帯の増加など「都市型高齢化」の進展が予測される。

このような中、要介護度が重くなつても、できるだけ住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることができるこことを目指した「地域包括ケアシステムの構築」に向けた取組みがますます重要である。

また、介護給付費の増加が予測される中、介護ニーズをより精緻に把握し、一人ひとりの状態にあわせ、利用者が真に必要なサービスを適切に提供していくことにより、給付の効率化・重点化を進めていくことが求められている。

第6期計画においては、基本的には第5期の理念を引き継ぐとともに、団塊の世代のすべてが後期高齢者となる平成37（2025）年を見据え、向こう3年間で達成すべき目標を掲げ「みんなで支え 地域で支える 高齢社会」を築くため、取り組むべき施策を明らかにされたい。

特に、第186回国会で成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（以下「医療介護総合確保推進法」という。）において、地域包括ケアシステムの構築に向け、所要の規定整備が行われたことを踏まえ、実効的な計画の策定をされたい。

また、介護保険事業計画と老人福祉計画とを一体のものとして作成するとともに、次の視点を重視されたい。

（1）人権の尊重

同和問題や障がい者、在日外国人等に係る人権上の諸問題を十分考慮し、全ての高齢者の人権を尊重するという視点を引き続き重視されたい。

特に、障がいの有無や程度、心身の状況、人生経験、社会環境等、高齢者一人ひとりの多様な状況に応じ、個性を尊重し、高齢者が主体的に、必要な時に必要な所で、必要な情報やサービスを利用できるよう、施策のあらゆる場面において、きめ細かな取組みを推進されたい。

（2）利用者本位の施策推進

高齢者が主体的に必要なサービスを利用できるよう、制度周知の徹底や介護サービス情報の公表の推進、地域の身近な相談・支援体制の充実などによるサービス選択の機会の確保、地域の高齢者のニーズを踏まえたサービス基盤の整備や人材の育成、サービス事業者への指導監督・助言に努めるなど、利用者本位の視点に立ったきめ細かな施策を進められたい。

また、改正介護保険法の施行に伴い、予防給付サービスの一部（訪問介護、通所介護）を市町村事業へ移行するに当たっては、高齢者が安心して生活ができるよう必要なサービスを提供できる体制を整備されたい。

（3）地域包括ケアシステムの構築に向けた取組み

高齢者の生活を地域で支えるためには、日常生活圏域（概ね中学校区）において、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいの各サービスを切れ目なく一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要である。

このため、平成37（2025）年度に、又は自らの地域における高齢期のピーク時に、地域包括ケアシステムを実現することを目指して、それに向けた第6期以降各計画期

間を通じた段階的な充実の方針と第6期計画の位置付けを明らかにするとともに、第6期の具体的な施策により目指す目標を定めた計画を策定されたい。

その前提として、介護サービス・地域支援事業の量及び費用、保険料の中長期的な推計を行われたい。

また、第6期計画の策定に当たっては、以下の各項目について計画に盛り込み、地域の実情に応じた取組みを推進されたい。

なお、それぞれの項目に関する施策の方向性等については、「II 施策の展開方向・取組み」において具体的に述べる。

- 1 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組み
- 2 認知症高齢者支援策の充実（オレンジプランの推進）
- 3 安全、安心、快適に暮らせる住まいとまちづくり
- 4 介護予防と健康づくりの推進
- 5 介護サービスの充実強化
- 6 福祉・介護サービス基盤の充実

（4）市町村による主体的な施策展開と大阪府との連携強化

高齢者福祉施策を効果的に推進するためには、地域の実情に応じた主体的な施策展開が不可欠であることから、市町村においては、これまで取り組んできた施策の成果を踏まえ、今後必要となる施策、介護サービス量等について判断し、大阪府や近隣市町村、関係団体と十分連携しながら、様々な地域資源を活用し、特色ある高齢者施策を進められたい。

大阪府では、今後とも市町村による創意工夫に満ちた取組みを尊重し、これを支援・協力していくこととする。

（5）介護保険制度を維持し、充実させる取組み

介護給付の適正化は、利用者に対して適切な介護保険サービスを確保しつつ、公正公平なサービスの提供を通じて、制度の信頼感を高めていくとともに、持続可能な介護保険制度の構築に資することから、保険者として介護給付の適正化に資する取組みを計画的に進められたい。

2 策定作業を行うに当たっての留意事項

（1）第6期介護保険事業計画の位置づけ

医療介護総合確保推進法において、「地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進する措置を講ずること」が目的に明記された。

また、厚生労働大臣は、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針を定めることとされ、この方針に即して、第6期介護保険事業計画の基本指針(案)（以下「国指針(案)」という。）が定められることとされている。

上記の法改正の内容を十分に踏まえるとともに、特に、第6期計画を「地域包括ケア計画」と位置付けている国指針(案)では、地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項が定められていることに十分に留意し、計画に記載されたい。

国指針(案)の記載内容は、基本的記載事項と任意記載事項に区分されているが、これらは全て重要な項目であることから、任意記載事項についても、第5期計画からの継続性を踏まえ、市町村の実情に応じて記載されたい。

（2）第5期計画の点検・評価の実施

計画の点検・評価に当たっては、計画値の達成状況等の定量的な分析・評価のみならず、介護保険事業の運営をはじめ、これまで市町村で実施してきた高齢者福祉施策により、高齢者の自立支援効果が現れているか、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができているか等、サービス利用に伴う効果分析を行うことが重要である。

特に、第5期計画と実績との間に大きな乖離が見られる場合にあっては、その原因を十分に分析し、真に必要な人に必要なサービスが提供されているかといった観点からの検証も行われたい。

(3) 住民ニーズ等の正確な把握と多様な意見の反映

第6期計画の策定に当たっては、各サービスについて、過不足のないサービス利用量の見込みや整備量を設定するため、日常生活圏域ごとの被保険者の心身の状況、要介護者等の実態や住民ニーズを正確に把握することが必要である。

このため、国の推奨する日常生活圏域ニーズ調査の活用や、高齢者の各種実態調査の実施など、様々な機会を通じて住民ニーズを把握されたい。

この場合、国指針（案）に掲げる取組みや保険給付の現状に係る他市町村との比較等により、地域の実情の把握に努められたい。

また、学識経験者、保健・医療、福祉関係者、被保険者代表やサービス利用者、サービス提供者等を含めた計画策定委員会の設置・開催、庁内横断的な検討を行うなど、計画策定体制を整備されたい。

さらに、計画案に対するパブリックコメントの実施等により、住民の意見を十分聴取して、第6期計画に反映されたい。

(4) 他の計画との関係

第6期計画の作成に当たっては、市町村地域福祉計画、その他の保健、医療、福祉、居住に関する計画と調和が保たれたものとされたい。

また、改正介護保険法において、市町村介護保険事業計画は、医療介護総合確保推進法第5条第1項に規定する市町村計画との整合性の確保を図ることとされたことに留意すること。

II 施策の展開方向・取組み

1 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組み

地域包括ケアシステムでは、高齢者のプライバシーと安全が保持された「住まい」が確保され、その住まいにおいて安定した日常生活を送るための「生活支援・福祉サービス」が提供されることが基本となり、その上に「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・予防」が効果的な役目を果たすものと考えられる。

このことを十分に踏まえ、地域の実情に応じ、以下の施策について方向性や具体的な取組みを計画に記載されたい。

(1) 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実

① 市町村と地域包括支援センターの連携強化

- 地域包括ケアシステムの構築の中核的な役割を担う地域包括支援センターが質の高い業務を行うために、市町村が主体となって「地域包括支援センター活動計画」を策定するとともに、定期的に事業を評価し、改善に取り組むこと。
- 市町村内に複数の地域包括支援センターが設置されている場合は、地域包括支援センターの後方支援、総合調整等を担う基幹型のセンターを位置付けるなどの他、認知症機能強化型のセンターを設置するなど、地域包括支援センターの役割

分担と連携強化を図られたい。

- 委託型のセンターに対して示す委託方針について、法令に基づき、より具体的な内容を提示するように取り組まれたい。

② 地域包括支援センターの職員の確保と資質の向上

地域包括ケアシステムを推進するため、地域包括支援センターに配属される三職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）がその専門性を十分に発揮できるように適正な職員配置を行われたい。

また、認知症高齢者、単身・夫婦のみの高齢者世帯の増加等に伴う総合相談支援事業や権利擁護事業等の充実、さらには、高齢者虐待への対応など、地域包括支援センターで対処すべき問題が多様化、複雑化していることから、センターが各課題に適切に対処し、総合的な相談機能を果たすことができるよう、体制の強化を図るとともに、研修の機会の確保等により、職員のスキルアップに取り組まれたい。

③ 地域ケア会議の開催とケアマネジメント力の向上

高齢者に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備の検討を目的とした地域ケア会議の設置及び定例的な開催に取組まれたい。

特に、地域ケア会議では、個別ケース（困難事例等）を多職種で検討することにより、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援を行うとともに、個別支援の取組みを積み重ねることにより、高齢者を支援する地域のネットワークの構築や、個別支援を地域課題の把握につなげていく取組みを推進されたい。

また、地域ケア会議の開催に当たっては、医療関係者をはじめとする多職種による検討を進めるため、医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携を強化されたい。

④ 地域包括ケアシステム等に関する情報の公表等

地域包括ケアシステムは、地域の住民、介護者、介護事業者、民間企業、N P O、地域の諸団体などにより支えられるものであることから、様々な経路や手法により、地域が目指す方向に対する理解が関係者で共有できるよう、公表の工夫も行いながら、これらの関係者による多様かつ積極的な取組みを進めるための普及啓発を図られたい。

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していくために有益な情報と考えられる地域包括支援センターと配食や見守り等の生活支援や介護予防サービスに関する情報について、市町村が主体的に情報収集と情報発信に努められたい。

(2) 医療・介護連携の推進

今後、医療ニーズが高い後期高齢者が増加すると予測されることから、医療と介護の連携を推進するとともに、在宅医療ニーズに適切に対応していくことが求められている。

① 在宅医療の充実

慢性疾患患者の在宅療養やターミナルケア等に適切に対応するため、かかりつけ医の確保や24時間体制で往診する在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、在宅療養支援歯科診療所、訪問看護ステーションの充実と相互の連携や住民への広報が不可欠である。

このため、市町村においては、訪問（歯科）医や認知症専門医、訪問看護ステーションなどの地域の医療情報の収集と発信（医療マップなど）に取り組まれたい。

また、在宅医療の推進に当たっては、医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護ステーション協会及び看護協会と連携して進めるように取り組まれたい。

さらに、在宅での療養生活を支える訪問看護の普及を進めるため、介護支援専門員（ケアマネジャー）に対し、医療系サービスを適切に組み合わせたケアプランの

作成に関する問題意識の向上を図る取組みや、地域住民に訪問看護サービスの内容等について周知を図る取組みを進められたい。

② 医療と介護の連携強化

入院による急性期の治療から、リハビリテーションを含めた退院後の在宅療養に円滑に移行し、切れ目なく適切な医療・介護サービスを提供するためには、地域での医療・介護連携の強化が重要である。

改正介護保険法において、在宅医療・介護の連携推進が、地域支援事業の包括的支援事業に位置付けられたことを踏まえ、市町村（地域包括支援センター）及び在宅医療連携拠点機能の中心的役割を果たす郡市区医師会等との連携を密にし、退院調整、急変時の受け入れ先の調整等について、医療と介護の連携の仕組みを構築することを重点課題として取り組まれたい。

さらに、地域における医療と介護の連携を推進するため、地域ケア会議等において、市町村（地域包括支援センター）、在宅医療を担う病院、診療所（かかりつけ医・かかりつけ歯科医）、かかりつけ薬局・薬剤師、訪問看護ステーション、コミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」という。）、介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護事業所等の多職種が情報を共有しながら、それぞれの役割や機能を分担し、高齢者の在宅療養生活を支えるための連携を強化されたい。

（3）地域支え合い体制の整備

地域において様々な課題を抱える高齢者を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくためには、小学校区・自治会等の身近な圏域はもとより、中学校区等の日常生活圏域、市（区）町村域などの広域的圏域のそれぞれにおいて、また、それぞれの圏域を結ぶ重層的なネットワークが重要である。

このため、地域の実情を踏まえ、多様な職種や機関、住民との連携・協働によるネットワークの構築に取り組まれたい。

① 「見守り」体制の整備

地域における「見守り」体制の整備は、セーフティネットの根幹であることから、市町村、地域包括支援センターが中心となって、医療機関や介護サービス事業者、社会福祉協議会、民生委員及びCSWその他の介護保険・福祉関係者との連携協力のもと、家族、近隣住民、自治会、小地域ネットワーク活動、NPO、ボランティア、商店、金融機関、配食事業者など、多様な主体が参画し、世代を超えて支え合う地域の見守りネットワークの整備・充実に取り組まれたい。

また、市町村、地域包括支援センターと、これらの地域の見守りネットワークを構成する主体が双方向に情報を共有し、対応が必要な事案の「発見」、「相談」、「必要なサービスへのつなぎ」など適切に支援するための体制を構築されたい。

② 生活困窮状態にある高齢者の支援

生活困窮状態にある高齢者は、その背景に複合的な要因を抱えていることやいわゆる「制度の狭間」に陥ることが多いことから、地域包括支援センターや自立相談支援機関をはじめ、地域の様々な支援機関が連携して幅広く対応することが重要なっている。

そのため、生活困窮状態にある高齢者に対しては、生活困窮者自立支援法に定める各種事業やその他の支援制度に適切につなぐことができるよう、地域における支援体制の構築に取り組まれたい。

③ 高齢者の孤立死防止の取組み

単身・夫婦のみの高齢者世帯が増加する中、「無縁社会」と表現される人と人との

つながりの希薄化が社会問題となっており、また、高齢者が地域社会から孤立して生活することによる孤立死が年々増加していることから、市町村においては、地域の見守り体制の拡充や専門職との連携・協力体制づくりに、より積極的に取り組まれたい。

(4) 地域における自立した日常生活の支援

① 新しい介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の実施

改正介護保険法により市町村で実施することとされている「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」（介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業）については、遅くとも平成29年3月末までには実施できるよう、計画的に準備を進められたい。

また、実施に当たっては、市町村が地域の実情に応じ、住民、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉協議会その他の社会福祉法人、協同組合等を含めた多様な主体による柔軟な取組みにより、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう検討されたい。

特に、訪問型サービス、通所型サービス、介護予防事業においては、従来、地域住民の幅広い互助活動によって培われてきた「見守り・声かけ訪問」「買物代行」「集いの場の提供」などの生活支援サービスや介護予防サービスとも連携する必要があることから、地域包括支援センター、介護支援専門員（ケアマネジャー）、総合事業を担う主体と必要な情報交換が図れるように努められたい。

なお、介護予防事業・生活支援サービスの基盤の整備に当たっては、市町村と地域包括支援センターが連携し、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」等を設置することにより、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などに取り組まれたい。

また、高齢者当事者も支援活動の主体として積極的に参加していくことにより、地域で必要とされる役割となることで、高齢者の生活の充実、ひいては、介護予防の効果がもたらされることも念頭に置き、当事者参加の推進に配慮されたい。

(5) 権利擁護の推進

① 高齢者虐待防止のための取組み

高齢者に対する虐待防止については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）の趣旨を踏まえ、次のとおり取り組まれたい。

- 高齢者虐待防止において、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する支援については、市町村が第一義的に責任を持つ役割を担うと規定されていることを認識し、地域包括支援センター等関係機関との連携のもと適切に対応すること。
- 高齢者虐待防止について、住民、介護サービス事業者等に対して啓発を行うとともに、高齢者虐待の通報窓口の周知を行うこと。
- 虐待を受けた高齢者の生活が安定するまで、老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置や成年後見制度等の活用を含め、迅速かつ的確に対応すること。
- 管内の高齢者虐待の実態把握や専門職の確保に努めるとともに、対応した事案の点検・検証を通じて、職員の対応技量の維持・向上を図ること。

② 成年後見制度及び日常生活自立支援事業

成年後見制度及び日常生活自立支援事業を周知し、積極的な利用を促進するとともに、老人福祉法に基づく成年後見制度の市町村長申立てを積極的に活用するなど、認知症高齢者等の権利擁護に取り組まれたい。

さらに、成年後見制度を利用したくても親族がいない場合や弁護士・司法書士な

どの専門職後見人の利用が困難な場合については、大阪府と連携して、市民後見人を確保できる体制の整備や活動の推進に積極的に取り組むとともに、社会福祉法人による法人後見の導入についても検討されたい。

2 認知症高齢者支援策の充実（オレンジプランの推進）

「認知症施策推進5か年計画」（オレンジプラン）の着実な推進を図るとともに、認知症の早期における症状悪化防止のための支援など総合的な支援を行う地域支援事業として、以下の取組みを進められたい。

（1）認知症ケアパスの作成

認知症と疑われる症状が発生したときや認知症の人を支える場合に、いつ、どこで、どのような支援を受ければいいか理解できるよう「認知症ケアパス」（状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れ）を作成し、適切な対応が継続的に可能となるよう、支援を行う関係者が情報を共有することが重要である。

さらに、認知症ケアパスの作成の取組みを通じて、対応が必要な認知症高齢者の人数や状態、必要なサービスの内容や量、新たに開発する必要がある社会資源などの検討を進め、介護保険事業計画のサービス利用量の推計に反映されたい。

（2）医療との連携、認知症への早期対応の推進

認知症高齢者を支援するためには、医療との適切な連携が不可欠であることから、市町村においては、医療機関・介護サービスや地域の支援機関をつなぐコーディネーター役を担う「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症サポート医の認知症対策事業への参画や、地域包括支援センターとの連携等、医療と介護の連携強化を図り、より積極的な施策の実施に取り組むよう検討されたい。

特に、認知症については、早期の発見と対応が重要であるため、保健師、社会福祉士等複数の専門職及び専門医で構成し、認知症の疑いのある人に対しての訪問、アセスメント、家族支援等の早期支援を行う「認知症初期集中支援チーム」を配置し、認知症地域支援推進員、かかりつけ医、認知症疾患医療センター等専門医療機関との連携を図りながら、認知症高齢者の支援体制の確立に取り組まれたい。

（3）認知症に対する理解の促進と支援体制の構築

第6期計画においては、認知症高齢者の支援をより的確に進めていくため、認知症高齢者のニーズの把握を行った上で、対応策について、具体的な対策を行われたい。

特に、地域包括支援センターにおいては、認知症に対する正しい理解が地域全体に広まるよう、意識啓発活動に積極的に取り組まれたい。

例えば、認知症サポーターは国・府の目標を踏まえ、こうした育成数が達成できるように計画に記載し、積極的に取り組まれたい。

また、徘徊をきっかけとして、長期に渡る行方不明の状態におかれている高齢者が数多いことが問題となっていることから、地域で認知症高齢者とその家族を支えるためには、見守りネットワーク体制の構築が重要である。

このような状況を踏まえ、行政、専門職、企業、地域住民等多くの社会資源が参画した徘徊見守りネットワークの整備や広域化の取組みに努めるとともに、警察等関係機関との身元不明者に関する情報交換、その他の連携の強化を進められたい。

3 安全、安心、快適に暮らせる住まいとまちづくり

（1）住まいとまちづくりに関する施策の推進

① 高齢者の居住の安定確保

高齢者に対する賃貸住宅や老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅、有料老人

ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等)、高齢者等の入居を受け入れる大阪あんしん賃貸住宅等の住まいの制度や、バリアフリー改修に関する情報が、地域包括支援センター等高齢者に身近な窓口で提供されるよう検討されたい。

また、行政、不動産関係団体、居住の支援を行う団体間で連携し、協同した、民間賃貸住宅への円滑な入居に向けた見守りや相談体制構築等の取組みを検討されたい。

さらに、市町村の公的賃貸住宅において、緊急通報システムを設置したシルバーハウジングの整備や、高齢者のいる世帯の優先入居、低層階やエレベーター停止階への住み替え等を状況に応じて促進されたい。

② 高齢者が安心して暮らせる住まいの整備

公的賃貸住宅、高齢者に対する賃貸住宅や老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等）等高齢者のニーズに対応した住まいを今後どのような方向性で充実させていくか、検討されたい。

介護保険サービスが提供される場合、ケアプランチェックや指導・監督の実施、介護給付の適正化に取り組むよう努められたい。

③ 住まいのバリアフリー化の促進

市町村が建設する公的賃貸住宅のバリアフリー化の促進に取り組むとともに、民間住宅のバリアフリー化の普及を啓発されたい。

④ 福祉のまちづくりの推進

高齢者、障がい者をはじめとするすべての人が安心してまちに出かけることができるよう「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」などに基づき、高齢者等に配慮したまちづくりを推進されたい。

(2) 災害時における高齢者支援体制の確立

① 災害に備えた高齢者に対する支援体制の整備

防災担当部局との連携の下、「避難行動要支援者支援プラン（全体計画）」を策定されたい。その際、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の重要事項を定めることが必要であり、その上で、地域防災計画の下位計画として全体計画を位置づけ、より細目的な内容を記載されたい。

また、災害対策基本法において義務化された「避難行動要支援者名簿」を作成し、本人同意の下、消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等との間で、支援する高齢者の情報把握と共有化を図り、支援プラン（個別計画）を作成の上、多様な主体による「情報伝達体制の整備」、「避難支援・安否確認体制の整備」に取り組まれたい。

なお、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において特に必要があると認めるときは、本人の同意を得ることなく関係者に名簿を提供することができることとされたことに留意されたい。

② 災害時における福祉サービスの継続と関係機関の連携

災害発生後に、関係者と連携を図りながら、他の地方公共団体等からの応援派遣等も活用し、サービスの提供継続に必要な体制を確立する方策を検討されたい。

また、介護サービス事業者に対しても、災害時における対応に関するマニュアルの整備など、災害対策を進めるように取り組まれたい。

4 介護予防と健康づくりの推進

(1) 新しい介護予防事業の推進

社会保障審議会介護保険部会の議論を踏まえ、新しい介護予防の推進にあたっては、元気高齢者と二次予防事業対象者を分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するなど、介護予防の機能強化を図られたい。

なお、介護予防の取組みに当たっては、地域の実情に応じた効果的・効率的な取組みを推進する観点から、以下の点について留意されたい。

- 介護予防事業対象者について、基本チェックリストの配付・回収を必要に応じて実施し、地域の実情に応じて収集した情報等（民生委員等からの情報など）の活用により、支援を要する住民の把握をされたい。
- 住民運営の通いの場の充実については、市町村が、住民に対し強い動機付けを行い、住民主体の活動的な場を創出する取組みを推進されたい。
- 住民運営の通いの場は、要支援者等も参加できるよう充実を図るとともに、「心身機能」、「活動」（生活環境の調整）、「参加」（居場所と出番作り）のそれぞれの要素にバランスよく働きかけるために、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組みを推進されたい。

■事例：「介護予防のための『いきいき・かみかみ百歳体操』」

(2) 生活支援と介護予防の充実

改正介護保険法において、予防給付のうち訪問介護・通所介護については、新しい地域支援事業に移行することとされており、遅くとも平成29年3月末までに実施する必要がある。

新しい地域支援事業の実施に当たっては、様々な担い手による多様なサービスを開発する観点から、介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど、地域の多様な主体を活用して高齢者を支援（高齢者の状態像等に応じたケアマネジメント）する取組みを進められたい。

また、元気高齢者が二次予防事業対象者を支えるという住民互助活動の推進は、支える元気高齢者の介護予防にもつながることから、元気高齢者を中心とした地域の支え合い体制の整備を図られたい。

さらに、通所型サービスや住民運営の通いの場の設置に当たって、従来の街かどデイハウスを発展させる形をとるかどうかについて、地域資源の状況や個々の街かどデイハウスの運営状況などの実情に応じて、適切な検討をされたい。

(3) 健康づくり・生活習慣病予防の推進

職場や地域で役割を担う壮・中年期の死亡を減少させ、高年期に活力ある生活を送る（健康寿命の延伸）には、若年期及び壮・中年期における健康づくりや生活習慣病予防が大切である。

とりわけ、栄養・食生活の改善、身体活動・運動の習慣化、禁煙及び口腔機能の維持・向上等による健康づくりは、介護予防の基礎であることから、「第2次大阪府健康増進計画」の趣旨を踏まえつつ、市町村の特徴を生かした市町村健康増進計画の推進に取り組まれたい。

(4) 雇用・就業対策の推進

高齢者が長年培ってきた知識・経験・技能等を活かし、就業を通じて社会貢献できるよう、定年の引き上げ、継続雇用制度など雇用形態の弾力化による高齢者の雇用促進、支援機器の導入など、高齢者の身体的状況に配慮した高齢者が働きやすい職場環境づくりについて、事業者への普及啓発に努められたい。

また、高齢者に、臨時的かつ短期的又はその他の軽易な仕事を提供するシルバー人材センターの運営に対する支援に努められたい。

5 介護サービスの充実強化

(1) 介護保険制度の適正・円滑な運営

① 介護サービスの充実

介護サービスの充実に当たっては、日常生活圏域ごとに地域ニーズを的確に把握し、その課題等を踏まえながら、事業の計画的な整備に取り組まれたい。

特に、地域包括ケアシステムの構築に向けて、在宅サービス、施設サービスをどう充実していくか、中長期的な視点をもって方向性を提示されたい。

とりわけ、重度の要介護者の在宅での生活を支えるために重要とされている「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」、「複合型サービス」については、整備の必要性について十分に検討し、事業者の参入促進に取り組まれたい。

また、地域密着型サービス事業者の指定、独自報酬の設定等の事務の運営に当たっては、利用者や被保険者、その他関係者から構成される「地域密着型サービス運営委員会」の意見を反映させ、事務の公平・公正な運営を確保するように取り組まれたい。

② 介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援

利用者の状態、生活環境等に応じて、介護保険サービス、在宅医療、NPOなど様々な社会資源によるインフォーマル・サービスを組み合わせた適切なケアマネジメントを行うため、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上が求められる。

このため市町村においては、ケアプランチェックなどを通して介護支援専門員の育成・支援を行うとともに、事業者連絡会やケアカンファレンス、地域ケア会議等による事例検討会の実施の支援に取り組まれたい。また、地域包括支援センターを中心とした、介護支援専門員（ケアマネジャー）からの相談や困難事例のバックアップ体制の強化に取り組まれたい。

(2) 適切な要介護認定の実施

要介護認定については、委託で認定調査を行う場合であっても、市町村職員による点検を適宜実施するなど、認定調査の適正化に取り組まれたい。

また、認知症など様々な疾病や障がいの状態を正確に反映させるため、介護認定審査会委員及び認定調査員に対する研修において以下の事項を周知し、引き続き公平・公正で適切な要介護認定を実施するよう取り組まれたい。

- 必要な者の認定調査への同席について配慮されたい。
- 障がい等により、通常より介護の手間が必要と見込まれる場合には、それを認定調査の特記事項に的確に記載し、介護認定審査会において、その記載内容を審査・判定に適切に反映させること。

(3) サービス事業者への指導・助言

① 事業者への指導・助言

介護サービスの質の向上を図り、利用者に対して適切なサービスが提供されるよう、地域密着型サービスや指定権限が移譲されたサービスについては、事業者に対する指導・助言に取り組まれるとともに、保険者の立場から適切な調査権限を活用した指導に取り組まれたい。

また、事業者への指導等にあたっては、大阪府と十分に連携をして対応されたい。

さらに、福祉サービスを提供する事業者については、利用者の安心・信頼を獲得するため、質の向上を図ることが重要である。そのため、公正・中立な第三者機関

が専門的・客観的な立場で行う第三者評価の受審促進に努め、評価結果を公表するよう、その重要性を積極的に周知されたい。

② 施設等における虐待防止の取組み

養介護施設従事者による虐待や身体拘束を防止するため、職員のストレス対策、知識・介護技術の向上を図るなど、職員の意識改革やサービスの質的向上への支援に取り組まれたい。

③ 個人情報の適切な利用

高齢者の権利擁護の取組みを進めるためには必要な情報を適切に把握し、関係する機関が共有しておくことが重要である。

個人情報の収集及び提供に当たっては、個人情報保護法、個人情報保護条例、国の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成17年3月作成、平成25年4月1日改訂）を踏まえ、市町村と関係機関（者）間の個人情報を収集・提供する場合のルールを策定するよう取り組まれたい。

（4）個々の高齢者の状況に応じたサービスの提供

① 個々の高齢者の状態への対応

高齢者等がサービスを適切に選択し、安心して利用するために、苦情相談体制の整備について積極的に取り組まれたい。

制度周知、苦情相談業務、要介護認定、ケアプランの作成、介護予防事業など各々の業務の実施に当たっては、認知症高齢者や障がい者など個々の状態に配慮し、サービス利用が適切に実施されるよう取り組まれたい。

② 制度周知等の推進

介護保険をはじめとする各種サービスの利用促進を図るため、様々な広報媒体を活用し住民への制度周知に取り組まれたい。特に、介護保険制度の改正についての周知を丁寧に行うよう努められたい。

また、広報に当たっては、できるだけ平易な表現を用いることや、点字や拡大文字の使用、外国語表記など高齢者の多様な状況へ配慮されたい。

③ 相談支援体制の構築

高齢者が安心して必要なサービスを利用できるよう、民生委員、地域包括支援センター、保健センター、隣保館（人権文化センター等）、老人福祉センター、社会福祉協議会、CSW、医療機関、薬局（健康介護まちかど相談薬局）、その他の関係機関の連携・協力のもとに、高齢者が身近な地域で気軽に相談できる体制の構築に取り組まれたい。

また、専門的相談が必要な場合には、地域包括支援センターにつなぎ、センターを中心に総合的な相談事案を受け止め、適切に対応できるよう、関係機関の連携体制の強化に取り組まれたい。

（5）相談苦情解決体制の充実

苦情の処理に当たっては、大阪府国民健康保険団体連合会との連携を深め、保険者として介護保険制度の円滑な運営の確保に取り組まれたい。

また、相談支援体制の充実を図るため、「介護相談員派遣等事業」を積極的に活用されたい。

加えて、福祉サービスに関する苦情については、大阪府社会福祉協議会に設置されている苦情解決の専門機関である「運営適正化委員会」における相談及び解決のあっせんを積極的に活用されるよう、周知されたい。

(6) 介護給付適正化の取組み

介護給付の適正化は、利用者に対して適切な介護サービスを確保しつつ、公平・公正なサービス提供を通じて、介護保険制度の信頼感を高めていくとともに、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。

このため、大阪府の「第3期大阪府介護給付適正化計画」(平成27年～29年)を踏まえ、保険者が策定する実施計画の推進に取り組まれたい。

(7) 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の活用促進

社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業については、介護保険サービスを提供する社会福祉法人が、低所得で生計が困難である者等の利用者負担を軽減した場合に、市町村等が当該社会福祉法人に助成を行うものである。

市町村においては、管内の未実施法人に対して制度の趣旨を周知し、全ての社会福祉法人で本制度が実施されるよう、市町村としても、強く働きかけられたい。

6 福祉・介護サービス基盤の充実

(1) 居宅サービス基盤の充実

① 居宅介護支援事業所指定権限の移行に向けた準備

介護支援専門員（ケアマネジャー）の育成や支援に市町村が関わることができるよう、改正介護保険法において、平成30年4月から、居宅介護支援事業所の指定権限が移譲されることとなった。

のことから、今後は、市町村が、ケアマネジメントの質の向上を支援する立場となることを踏まえた上で、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントについての理解を深めるように努められたい。

(2) 地域密着型サービスの普及促進

① 制度の周知

地域密着型サービスのうち、特に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び小規模多機能型居宅介護と訪問看護の両方の機能を有する複合型サービスについては、重度の要介護者、認知症高齢者、単身高齢者等の在宅生活を支えるサービスとして重要であることから、介護支援専門員（ケアマネジャー）をはじめとしたサービス提供の事業所への制度の周知、利用者への周知を一層推進するよう努められたい。

② 小規模型通所介護の円滑な移行

小規模型通所介護については、平成28年4月までに地域密着型へ移行することとなっていることから、市町村が地域の実情に応じて運営基準を策定し、運営協議会等の開催を通じて計画的・公正な運営ができるよう検討されたい。

また、小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所に位置付けるなど、地域密着サービスを普及する観点からの工夫を講じられたい。

(3) 福祉・介護人材確保の取組み

「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」に基づき、従事者に対する研修の実施や相談体制の整備、事業者や関係団体等のネットワーク構築など、地域の特色を踏まえたきめ細かな人材確保の取組みを進められたい。

併せて、必要なサービス提供体制を確保するため、福祉人材の確保に資するよう福祉・介護サービスの意義や重要性について啓発されたい。